

## ポピンズ京葉デイサービスなかやま 運営規程

### (事業の目的)

第1条 京葉興業株式会社が開設するポピンズ京葉デイサービスなかやま（以下「事業所」という）が行う地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 運営の基本方針は次の通りとする。

1. 地域密着型通所介護事業所の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事によって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 ポピンズ京葉デイサービスなかやま
2. 所在地 船橋市本中山4-8-6

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び勤務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

2. 従業者

- ・生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間に応じて専従で1人以上  
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- ・看護職員 営業日ごとに1人以上  
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- ・介護職員 営業日ごとにサービス提供時間に応じて専従で1人以上  
介護職員は、利用者の入浴・食事等の介助及び援助を行う。
- ・機能訓練指導員 1名  
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日

月曜日～金曜日までとする。ただし、祝日及び年末年始の休日を除くこととし、詳細については、事前に利用者に通知する。

2. 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

3. サービス提供時間

午前9時30分から午後4時30分までとする。(送迎時間を除く)

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、15名とする。

(地域密着型通所介護の内容)

第7条 地域密着型通所介護の内容は次の通りとする。

日常生活指導のサービス提供	介護支援のサービス提供	機能訓練のサービス提供
入浴のサービス提供	昼食のサービス提供	送迎のサービス提供

(利用料)

第8条 事業所の利用料は次の通りとする。

1. 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
2. 前項の支払いを受ける額のほか、昼食代として1食当たり700円を徴収する。
3. おむつ代は、100円を徴収する。
4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族にたいして事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。

(地域密着型通所介護の提供場所)

第9条 通常の地域密着型通所介護の提供場所は船橋市の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 衛生管理は次の通りとする。

1. 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(※第10条第2項各号の措置は、令和6年3月31日までに実施する。)

(緊急時等における対応方法)

第11条 緊急時の対応は次の通りとする。

1. 事業者は、現に地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じる。又、介護支援専門員に速やかに連絡を取る事とする。
2. 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業者は、防火管理についての責任を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、全ての従業員と利用者とその家族に周知する。また、非常災害に備えるため定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。また、従業者は業務上知り得た利用者又はその他家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとする。

(苦情処理)

第 14 条 苦情の対応は次の通りとする。

1. 指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

1. 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 従業員に対し、高齢者虐待防止の知識・技術、システムの習得、向上を目的として、研修を定期的実施する。
3. 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
4. 虐待防止の措置を講じるための担当者を置く。
5. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 16 条 利用者は、地域密着型通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

1. 健康状態に異常がある場合には、その旨を介護職員に申し出ること。
2. 第 12 条に定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(地域との連携等)

第 17 条 1. 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。  
2. 当事業所が行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。  
3. 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催する。

4. 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
5. 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 18 条
1. 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を設け、業務の執行体制についても検証、整備する。
  2. 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
  3. 事業者は、従業員が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じるものとする。
  4. 事業所は、地域密着型通所介護に関する記録を整備し、5年間は保存するものとする。
  5. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は京葉興業株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

この改定は、令和 3 年 4 月 1 日から運用する。